

船橋市公園を活用した健康づくり事業検討会議設置要綱

(設置)

第1条 船橋市において、市民が身近な公園で手軽にできる運動習慣を身につけ、自主的な健康づくりが推進されるために必要な事項について検討することを目的に、船橋市公園を活用した健康づくり事業検討会議（以下「検討会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、公園を活用した健康づくり事業の推進に関する次の事項について検討する。

- (1) 実施方法に関する事項
- (2) 実施体制に関する事項
- (3) 事業を推進するための必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱または任命する。

- (1) 運動指導を専門とする者
- (2) 船橋市スポーツ推進委員協議会の代表
- (3) 船橋市スポーツと健康を推進する会の代表
- (4) その他、市民組織、社会福祉関係事業者等の代表
- (5) 市職員（生涯スポーツ課、公園緑地課、健康政策課を代表する職員及び保健所次長）

(任期)

第4条 委員の任期は1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 検討会議に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 検討会議は、座長が招集し、座長が議長となり、議事を整理する。

2 検討会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、健康部地域保健課に置く。

(公務上の災害補償)

第8条 委員（第3条第2項第5号に掲げる委員は除く）が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成26年5月12日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。